

岐阜県広域火葬事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県広域火葬計画に基づき、健康福祉部生活衛生課（以下「県」という。）、保健所（保健所におかれる事務所を含む。以下同じ。）、市町村及び火葬場を設置する一部事務組合等（以下「一部事務組合」という。）間の広域火葬に関する速やかな情報の伝達に必要な事項を定め、広域火葬を円滑に実施することを目的とする。

(基礎資料の整備)

第2条 県は、次に掲げる基礎資料を作成し、保健所、市町村及び一部事務組合に周知する。

- (1) 保健所担当課一覧
- (2) 市町村等連絡調整担当部局一覧
- (3) 火葬場連絡調整主管課等一覧
- (4) 火葬場整備状況一覧
- (5) 火葬場所在地及び臨時ヘリポート配置図
- (6) 火葬場の案内図
- (7) その他必要な資料

2 県、保健所、市町村及び一部事務組合は、大規模災害時等において資器材の調達、運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備し、活用する。

(通知・報告先及び方法)

第3条 県が行う通知等は、保健所を経由して市町村及び一部事務組合へ行うものとする。

なお、岐阜市への通知等は直接行うものとする。

2 市町村及び一部事務組合が行う本要領の規定に基づく報告等は、保健所を経由して県へ行うものとする。

なお、岐阜市が行う報告等は県へ直接行うものとする。

(火葬場被害状況報告)

第4条 火葬場設置市町村及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町村等」という。）は、次の場合は、火葬場被害（復旧見込）状況報告（様式1）により県へ報告する。

- (1) 地震により火葬場に損傷・被害が認められたとき、又は県下に震度6以上の地震が発生したとき。
- (2) 県下に発令された大雨警報、暴風警報等が解除されたときで、その大雨、暴風等により火葬場に損傷・被害が認められたとき。
- (3) その他、大規模災害等により火葬場に損傷・被害が認められたとき。

2 火葬場設置市町村等は、前項の被害の復旧見込みが明確になったときは、速やかに火葬場被害（復旧見込）状況報告（様式1）により県へ報告する。

(広域火葬応援の要請)

第5条 広域火葬応援を要請する場合は、県及び被災市町村を所管する保健所へ死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに通報し、おって広域火葬応援要請（様式2）により県へ報告することにより行うものとする。

2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じた場合は、その都度行うものとする。

(広域火葬の協力依頼)

第6条 県は、前条第1項に基づく被災市町村から広域火葬応援要請を受けたときは、速やかに火葬場設置市町村等及び必要に応じ近隣県（富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、三重県及び滋賀県をいう。以下「近隣県」という。）へ広域火葬協力依頼書（様式3）を送付する。

2 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した

場合は、速やかに厚生労働省に近隣県以外の都道府県（以下「その他の都道府県」という。）への応援要請を依頼する。

3 前2項の広域火葬協力依頼等は、第5条第2項に対応してその都度行う。

（広域火葬の受入回答）

第7条 前条第1項に基づく広域火葬協力依頼を受けた火葬場設置市町村等は、直ちに火葬受入計画を検討し、速やかに県へ広域火葬受入報告（様式4）を送付する。

（応援火葬場の割り振り、報告）

第8条 県は、前条に規定する広域火葬受入報告書の到着後、応援火葬場割り振り（計画）表（様式5）を作成する。

2 県は割り振り（計画）表により、速やかに被災市町村及びその管轄保健所へ広域火葬場割り振り通知（様式6）を、また、広域火葬応援を行う火葬場設置市町村等およびその管轄保健所へ広域火葬場割り振り通知（様式7）を送付通知するものとする。

3 岐阜県広域火葬計画第11による報告は、広域火葬実施日報（様式8）により速やかに行う。

（広域火葬応援依頼の終了）

第9条 被災市町村の担当部局は、広域火葬の必要がなくなる前日までに保健所へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（様式9）を送付する。

（広域火葬応援実績の報告）

第10条 県は、前条の連絡を受けたときは直ちに広域火葬応援を行っている市町村及び一部事務組合とその管轄保健所へその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた市町村及び一部事務組合は、速やかに県又はその管轄保健所へ広域火葬応援実施報告（様式10）を提出するものとする。

（近隣県等からの広域火葬応援に係る対応）

第11条 近隣県及びその他の都道府県から広域火葬応援の要請があった場合、県、火葬場設置市町村等は、速やかに応援協力の体制を整える。

（その他）

第12条 この要領の実施に関しその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月16日から適用する。